

申告は忘れずに！

相談期間 2月4日(金)～3月15日(火)

平成22年分の所得税と平成23年度分の市民税・県民税の申告相談が2月4日(金)から始まります。各自の地区指定日(6、7ページ記載)に正しく申告できるよう、記載事項をよく読んで準備をしてください。

金浦・象潟地域については、昨年と日程が大幅に変更されていますので確認してください。



[表1]

寄附金控除額 = $(\text{その年中に支出した特定寄附金の合計額}) - 2\text{千円}$
【改正前】5千円
① 国または地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄附金 ⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)

●平成22年分

所得税の主な改正 (寄附金控除の適用下限額の改正)

寄附金控除の適用下限額が2千円(改正前5千円)に引き下げられました。(表1参照)

●住民税、所得税の 申告が必要な方

平成23年1月1日現在、にかほ市に住所がある方、または住んでいる方で次に該当する場合は住民税、所得税の申告が必要です。
①給与所得者(パート・アルバイトを含む)で、年末調整を済ませていない方

書類等の準備はできましたか？

申告相談に必要なもの

- 申告書用紙(税務署から確定申告書を送付された方)
- 印かん(シャチハタ等は不可)
- 通帳印(所得税の納付を新たに口座振替で希望する方)

[表2]

住宅借入金等特別控除 提出書類

●家屋に関するもの

No.	書類の名称	新築	中古	増改築等	特定改築等
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○	○
②	住民票の写し(平成23年発行のもの)	○	○	○	○
③	家屋の登記全部事項証明書	○	○	○	○
④	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	○	○	○	○
⑤	【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超える場合】 ・耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家の調査が終了したもの) ・住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止による耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの)	/	○	/	/
⑥	【増改築等の場合】 建築確認証(写)、検査証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書	/	/	○	○
⑦	【バリアフリー改修工事で下記の場合】 ・介護保険の被保険者証(写)…要介護認定または要支援認定を受けている場合(親族を含む) ・住民票(写)…65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの)	/	/	/	○
⑧	補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類(⑥の建築士等の増改築等工事証明書でも可)	/	/	/	○

*認定長期優良住宅の特例を受ける場合には、認定通知書も必要です。

●敷地に関するもの(敷地の購入に関する借入金がある場合にのみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります)

No.	書類の名称	家屋と敷地を一括で購入(中古を含む)	新築の日前2年以内に入購	新築の日前に一定期間内の建築条件付きで購入	特定改築等で土地を先行取得
⑨	敷地の登記全部事項証明書	○	○	○	○
⑩	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	○	○	○	○
⑪	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(③でも可)	/	○	/	○
⑫	建築条件がわかる書類(⑩でも可)	/	/	○	/
⑬	(中古の場合で債務の承継がある場合)債務の承継に関する契約書(写)	○	/	/	/

●本荘年金事務所(2411-11)に源泉徴収票の再発行を希望する方は、基礎年金番号・年金証書等を用意してください。請求者が本人以外の方には、ほかに委任状・その方の免許証等も必要です。

※本荘年金事務所(2411-11)に源泉徴収票の再発行を希望する方は、基礎年金番号・年金証書等を用意してください。請求者が本人以外の方には、ほかに委任状・その方の免許証等も必要です。

●収支内訳書

□収支を確認できる帳簿類、領収書控え、請求書控え、事業用預貯金通帳、請負契約書等農家の方は、秋田しんせい農協から送られる資料を参考に収支計算ノートを作成するとともに、申告相談時にもお持ちください。農作業を委託(小作)している場合は領収書等農家戸別所得補償モデル対策決定期書

□農用牛の売却証明書(JAより発行)※肉用牛の売却所得の免税の適用を受けるには、その方が農業も営んでいなければなりません。

□寄附金の受領書(寄附先の団体によっては、その団体が適格である旨を証する書類が必要です)

次ページに続きます

②2カ所以上から給与の支払いを受けている方
③給与収入が2,000万円を超えた方

④任意の団体から給与の性質を有する支払を受け、支払先から給与支払報告書が提出されない方

⑤事業(自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託)をしている方

⑥不動産収入(家賃、小作料、地代等)があつた方があつた方

⑦土地や建物を売り、譲渡所得があつた方

⑧年金のみの所得者で、控除額(年金控除額+基礎控除額+その他社会保険料等の控除額)合計以上の年金額を受給されている方

⑨所得の有無にかかわらず次の方

・国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者(世帯全員の申告が必要となります)

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・申告をしない場合は、国民健康保険税の軽減を受けられなかつたり、所得証明書等が発行できませんので、忘れずにお会社を中途退職し、勤務期間中に給与から所得税が源泉徴収されることにより還付金を受け取ることができます。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・申告をしない場合は、国民健康保険税の軽減を受けられなかつたり、所得証明書等が発行できませんので、忘れずにお会社を中途退職し、勤務期間中に給与から所得税が源泉徴収されることにより還付金を受け取ることができます。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

要とする方(他市町村の人)扶養されている方、会社の健康保険に加入している被扶養者等)

●申告相談時の注意点

確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付された方はそのままお持ちください。

事業所得のある方は収支をまとめた帳簿類を作成し、その帳簿の内容を確認できる領収書等も持参してください。収支を受けない場合は申告をしないこともあります。

・事業所得のある方は収支をまとめた帳簿類を作成し、その帳簿の内容を確認できる領収書等も持参してください。収支を受けない場合は申告をしないこともあります。

・確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付された方はそのままお持ちください。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。

・扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料(後期高齢者・介護保険料等)は申告者の控除とはなりません。